

平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	治安及び救難体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	管理課		課長 奥島 高弘				
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項 第1~3、6、7、12~18、25号		関係する計画、通知等	-						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	6,566	6,725	7,373	6,704	7,454			
		補正予算	6	△ 2	482					
		繰越し等	-	28	△ 343	457				
	計		6,572	6,751	7,512	7,161	7,454			
	執行額		6,435	6,714	7,327					
執行率 (%)		97.9%	99.5%	97.5%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)		
	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。			達成度	要救助海難の救助率(目標:H23以降95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96	95以上
				成果実績 達成度	陸上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
	救助者			活動実績	人	1,906	1,579	2,466	-	
	犯罪処理状況			(当初見込み)	件	8,089	7,356	7,448	-	
	立入検査数				隻数	35,414	29,877	30,850	-	
単位当たりコスト	主な警備資機材及び救難資機材の価格、並びに巡視船艇の運航に必要な旅費の単位当たりコストは右のとおり			算出根拠	項目 海上保安官個人装備 約19百万円 長距離音響発生装置 約20百万円 ビデオ喉頭鏡 約9百万円 航海日当食卓料 約7百万円/隻 (平成25年度予算額2,431百万円/360隻)			価格		
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	別紙のとおり			「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」271」						

平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由
	非常勤職員手当	67	49	
諸謝金	8	10		
協力援助者災害給付金	11	11		
報償費	21	21		
職員旅費	157	164		
活動旅費	239	240		
海上警備対策旅費	105	85		
外地抑留者引取旅費	0	0		
航海日当食卓料	2,431	2,642		
委員等旅費	2	2		
証人等旅費	0	0		
帰住旅費	0	0		
庁費	1,640	1,812		
航空従事者研修費	122	131		
装備費	579	539		
被服費	223	267		
弾薬費	284	290		
土地建物借料	426	507		
各所修繕	211	240		
捜査費	164	166		
被收容者等食糧費	1	1		
国際機関分担金	3	4		
賠償償還及払戻金	10	10		
移転費		263		
計	6,704	7,454		

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うもので、広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	<p>これまで、関係行政機関や地方公共団体等との連携・協力の推進により、治安・救難業務の効率的な遂行を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。</p>					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	引き続き、調達方式の見直し等によりコストの削減を図るべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	尖閣諸島等における領海警備を実施するために必要となる航海日当・食卓料の増等により予算要求額が増額となったが、データサービスの契約にかかる新規入札参加業者の増加等を図り、契約見直しを実施し、コストの縮減を図ることとした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-498	平成23年	23-497	平成24年	24-543

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

海上保安庁 7,327百万円	○当庁全体に係る治安及び救難体制に関する計画等の企画立案、 調達関係事務
【一般競争入札】 A. 民間事業者(68社) 637百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔分析機器、業務用自動車借上 捜査取締資機材、制服、作業服 等〕
【随意契約(公募含む)】 B. 民間事業者(247社) 843百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔武器、弾薬、捜査関係資機材 救難用資機材、業務用図書 等 (うち公募による契約 552百万円)〕
【随意契約】 C. 公益法人等(40機関) 22百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔研修・講習等参加料、業務用図書 等〕
【随意契約】 D. 東京都 6百万円	○当庁施設への給水 〔水道使用料〕
旅費 113百万円	○当庁の職員が業務に従事するための旅費 〔警備救難業務旅費、捜査活動旅費、研修旅費 捜査活動外国旅費、航海日当食卓料 等〕

管区海上保安本部等(13機関) 5,706百万円	○管区海上保安本部に係る治安及び救難体制に関する計画等の 企画立案、調達関係事務
【一般競争入札】 E. 民間事業者(156社) 602百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔捜査取締資機材、保安部等電気料 等〕
【随意契約(公募含む)】 F. 民間事業者(4492社) 2,026百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔潜水資機材、防弾衣、庁舎の敷地借料 救難等資機材、薬物検査キット、業務用自動車整備 等 (うち公募による契約 39百万円)〕
【随意契約】 G. 公益法人等(329機関) 76百万円	○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔訓練等受講料、自家用電気工作物保安管理委託、健康診断 庁舎設備法定点検 等〕
【随意契約】 H. 地方公共団体(416団体) 312百万円	○当庁の施設への給水等 〔水道使用料、敷地借料 等〕
旅費 2,690百万円	○当庁職員が業務に従事するための旅費 〔警備救難業務旅費、捜査活動旅費 航海日当食卓料、研修旅費 等〕

【随意契約】

防弾衣等の調達については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

携帯電話購入、回線使用料契約においては、携帯電話の内線化についての企画提案書を複数の電話会社から提出してもらい、企画競争委員会において最も優れた企画提案書に選定された業者と随意契約を締結する企画競争方式を採用した。

また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資機材の性能等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件」

物品等の調達契約、特定役務(建築のためのサービス等を除く)の調達契約 1,200万円 (H24.4.1～H26.3.31に適用)

「公共調達の適正化について」(財務大臣通告)

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) ② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.山基物産株式会社			E.名古屋通信工業株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	制服・作業服等購入	95	工事	移設工事	36
計		95	計		36
B.山基物産株式会社			F.関西国際空港株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	防弾衣等購入	290	借料	庁舎敷地借料	124
計		290	計		124
C.学校法人阿弥陀寺教育学園			G.東海大学		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	研修費	10	役務費	検査委託料	3
計		10	計		3
D.東京都			H.慶佐次区長		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
光熱水料	水道使用料	6	借料	庁舎敷地借料	77
計		6	計		77

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(68社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山基物産株式会社	制服・作業服等購入	95	2	0.985
2	株式会社武蔵富装	制服・作業服等購入	62	3	0.933
3	甲株式会社	制服購入	38	6	0.943
4	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空部品購入	33	1	0.996
5	トーエイ株式会社	業務用物品購入	24	2	0.992
6	日立キャピタル株式会社	業務用物品借入	23	3	0.947
7	株式会社武田商店	業務用物品の購入	22	3	0.997
8	東京電力株式会社	庁舎電気料	21	1	1
9	長野日本無線株式会社	通信用物品購入	16	1	0.999
10	イズミ産業株式会社	業務用靴購入	14	3	0.968

B. 民間業者(637社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山基物産株式会社	業務用物品購入	291	随意契約	—
2	日本工機株式会社	弾薬購入	159	随意契約	—
3	ダイキン工業株式会社	弾薬購入	76	随意契約	—
4	株式会社HAMANI	業務用物品購入	32	随意契約	—
5	東京臨海熱供給株式会社	熱使用料	25	随意契約	—
6	東京電力株式会社	電気使用料	23	随意契約	—
7	株式会社銀座銃砲店	弾薬購入	21	随意契約	—
8	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	回線使用料	17	随意契約	—
9	オリックス自動車株式会社	業務用車借入	16	随意契約	—
10	株式会社JALUX	武器購入	15	随意契約	—

C. 公益法人(40社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人阿弥陀寺教育学園	授業料	10	随意契約	—
2	海上災害防止センター	研修料	3	随意契約	—
3	独立行政法人国立印刷局	公告料	2	随意契約	—
4	一般財団法人航空振興財団	業務支援料	2	随意契約	—
5	一般財団法人日本ITU協会	業務用物品購入	1	随意契約	—
6	財団法人日本人事試験研究センター	試験委託料	0	随意契約	—
7	一般財団法人関東電気保安協会	自家用電気保安業務	0	随意契約	—
8	日本放送協会	受信料	0	随意契約	—
9	一般財団法人健康医学協会	健康診断料	0	随意契約	—
10	公益社団法人日本航空技術協会	講習料	0	随意契約	—

D. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	水道使用料	6	随意契約	—

E. 民間事業者(157社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋通信工業株式会社	移設工事	36	2	0.954
2	株式会社イシフォー	業務用物品購入	31	7	0.92
3	国際ビルサービス株式会社	施設機械保守業務	31	4	0.867
4	浄美社株式会社	庁舎管理業務	26	4	0.873
5	TAIHO CONSTRUCTION株式会社	庁舎改修工事	22	7	0.738
6	関西電力株式会社	電気使用料	21	2	0.982
7	東京電力株式会社	電気使用料	16	1	1
8	株式会社富士通マーケティング	改修工事	13	1	0.95
9	中国電力株式会社	電気使用料	13	1	0.955
10	エネット株式会社	電気使用料	13	3	0.95

F. 民間事業者(4491社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関西空港株式会社	庁舎借入料	124	随意契約	—
2	エネット株式会社	電気使用料	69	随意契約	—
3	九州電力株式会社	電気使用料	54	随意契約	—
4	弁護士中上	損害賠償示談金	47	随意契約	—
5	野田法律事務所	損害賠償示談金	37	随意契約	—
6	沖縄電力株式会社	電気使用料	37	随意契約	—
7	関西電力株式会社	電気使用料	33	随意契約	—
8	東北電力株式会社	電気使用料	27	随意契約	—
9	新関西国際空港株式会社	水道使用料	27	随意契約	—
10	田川法律事務所	損害賠償示談金	25	随意契約	—

G. 公益法人(329社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東海大学	検査委託料	3	随意契約	—
2	独立行政法人海上災害防止センター	研修料	3	随意契約	—
3	学校法人沖縄大学	庁舎敷地借料	2	随意契約	—
4	社団法人新潟県健康管理協会	健康診断料	2	随意契約	—
5	学校法人金沢医科大学	検査委託料	1	随意契約	—
6	公立大学法人和歌山県立医科大学	検査委託料	1	随意契約	—
7	医療法人社団倫芳会河井医院	健康診断料	1	随意契約	—
8	財団法人航空振興財団	研修料	1	随意契約	—
9	国立大学法人長崎大学	検査委託料	1	随意契約	—
10	千葉大学	検査委託料	1	随意契約	—

H. 地方公共団体(416団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	慶佐次区長	庁舎敷地借料	77	随意契約	—
2	名古屋港湾管理組合	庁舎敷地借料	23	随意契約	—
3	大阪市	庁舎敷地借料	22	随意契約	—
4	新島村	庁舎敷地借料	13	随意契約	—
5	今治市	港湾施設使用料	12	随意契約	—
6	高知県	庁舎敷地借料	12	随意契約	—
7	東京港湾管理事務所	庁舎敷地借料	12	随意契約	—
8	大阪府	庁舎敷地借料	11	随意契約	—
9	常滑市	庁舎敷地借料	9	随意契約	—
10	那覇港湾管理組合	港湾施設使用料	7	随意契約	—